

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国的に少子化が急速に進行しており、この少子化の問題は子どもの健やかな成長への影響だけではなく、社会保障をはじめとして労働力人口の減少や地域社会の活力の低下など、社会経済全体にきわめて深刻な影響を与えると懸念されています。

こうした中、急激に進行する少子化に対し、平成15年7月に、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するため「次世代育成支援対策推進法」と、地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立、公布されました。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的としており、地域公共団体（都道府県及び市町村）、一般事業主（常時雇用労働者が301人以上）、特定事業主（国及び地方公共団体の機関）に次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務づけており、本町においても、地域ぐるみで連携・協働して、未来を担う子どもが健やかに成長していけるような環境を整備するため「庄内町子育て応援プラン」を策定し、施策・事業の推進に努めてまいりました。

しかし、国においては、平成17年の出生数が106万人、合計特殊出生率1.26といずれも過去最低を記録したことを受け、少子化対策の抜本的拡充・強化等を図るため、平成18年6月に、国民運動の推進や子どもの年齢期に応じた子育て支援策等40項目の具体的施策を位置づけた「新しい少子化対策について」がとりまとめられ、さらに、平成19年12月には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和の推進のための行動指針が策定され、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現と、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の再構築を「車の両輪」として取り組むこととし、平成20年2月には、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して、「新待機児童ゼロ作戦」を発表しました。さらに、並行して次世代育成支援対策推進法の一部を改正し、基本的な視点の中に「仕事と生活の調和の実現の視点」を追加するなど、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策をより推進することを求めています。

本町においても、「次世代育成支援対策推進法」の制定より5年が経過し、「庄内町子育て応援プラン」の中間見直しの時期となっていることから、平成21年3月の「子育て応援日本一の町づくり宣言」、「庄内町の子ども像」が制定されたことを踏まえ、子育てに関わる町民の実態と意向、社会情勢等の変化を考慮しながら、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い、新たな「庄内町子育て応援プラン（後期計画）」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき、県の「やまがた子育て愛プラン」、町の「庄内町総合計画」と整合性を図り、「庄内町子育て応援日本一の町づくり宣言」、「庄内町の子ども像」を踏まえ、子育てを支援する制度や施設の充実を図るとともに、家庭のみならず、地域、社会で支える子育てを目指し、家庭、地域、企業、行政を含めた助け合いのネットワークを構築していく基本的な指針とします。

3 計画の策定体制

(1) 保健医療福祉推進委員会及び庁内検討会

「庄内町子育て応援プラン（後期計画）」の策定は、関係機関代表者、各種団体の代表者、有識者などにより構成される「保健医療福祉推進委員会」及び、保健福祉課を中心に庁内各関係課の代表からなる「子育て応援プロジェクト会議」、「幼・保の職員による検討会」、「子育て応援ネットワーク幹事会での検討」、「幼・保の保護者会からの意見集約」、「パブリックコメント」を経て計画内容の検討を行いました。

(2) 実態・要望等の把握

就学前児童及び小学校児童の保護者に対し、子育ての状況、子育て支援サービスに対するニーズと要望を把握するために、平成20年度にアンケート調査を行っています。

■調査の概要

種類	配付数	回収数	回答率
就学前児童調査	309件	226件	73.1%
小学校児童調査	457件	375件	82.1%

○調査の対象者と調査方法

就学前児童の保護者：就学前児童がいる世帯で、年齢、男女比などを考慮した上、層化無作為抽出法により309人を抽出し、保育所・幼稚園を通して配付・回収した。（一部郵送による配布・回収）

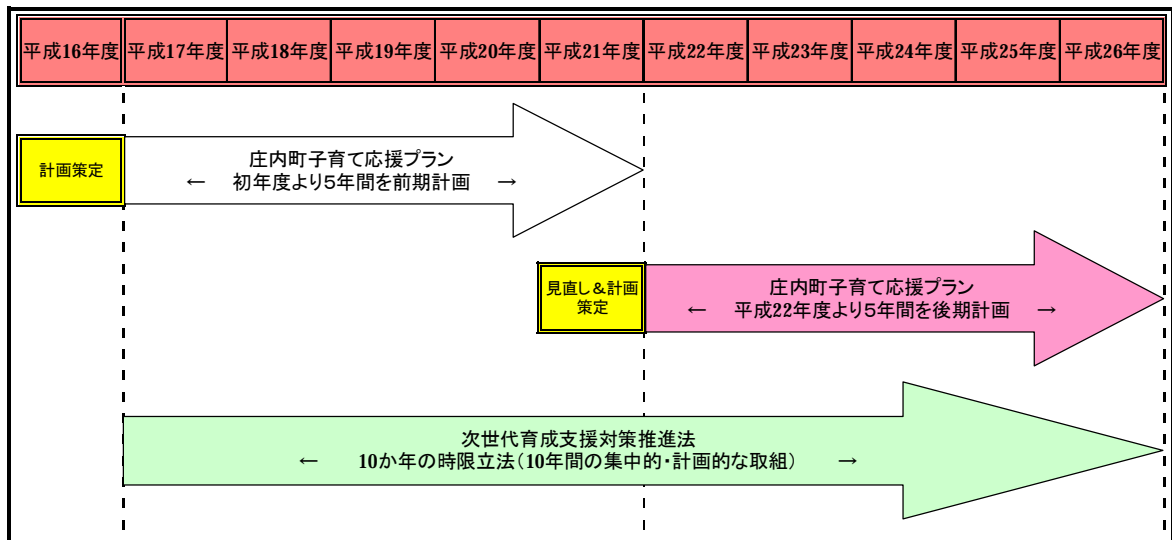
小学校児童の保護者：小学校児童がいる世帯で、年齢、男女比などを考慮した上、層化無作為抽出法により457人を抽出し、小学校を通して配布・回収した。

○調査実施時期 平成20年12月～平成21年1月

4 計画の期間

この計画は、「次世代育成支援行動計画策定指針」により 10 年間の集中的・計画的な取組とされていますが、5 年を 1 期として策定していますので、中間年度である平成 21 年度中に前期計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度の後期計画を策定します。

■計画の期間



5 計画の対象

この計画の対象は、すべての子どもとその家庭はもとより、地域や事業所、関係団体、行政機関など地域を構成するすべての個人及び団体としています。

また、この計画では、「子ども」の年齢をおおむね0歳児から18歳未満としています。